

生環保第413号

生駒市燃えるごみ収集運搬業務及びまごころ収集業務公募型プロポーザルの実施について
(公告)

令和4年7月25日

生駒市長 小紫 雅史

下記業務について、公募型プロポーザル方式による業者選定を実施するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

- 1 業務名 生駒市燃えるごみ収集運搬業務及びまごころ収集業務
- 2 業務内容 生駒市燃えるごみ収集運搬業務及びまごころ収集業務仕様書のとおり
- 3 契約期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、公示日において次に掲げる事項を満たす者でなければならない。また、公示日から受託候補者特定の日までに、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

- (1) 生駒市の令和4年度物品・委託業務業者登録一覧表で、取扱希望品目分類表のH（各種委託業）又（廃棄物収集・運搬）に登録のある者。
- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再

生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (6) 国税及び市税を滞納していないこと。
- (7) 受託候補者となった場合、自らその業務を実施する者であること。
- (8) 生駒市内に登記された事務所又は営業所の所在地（個人にあっては事業所の所在地）を有し、令和10年3月31日まで引き続き生駒市内に所在地を有する者（なお、公示日において本要件を欠く者については、受託候補者となった場合、令和4年12月31日までに生駒市内に所在地を有すること）。
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に定める市町村長の許可を有し一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務を行っている者、または、市町村または一部事務組合から家庭系一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務を受託している者。
- (10) 過去5年以内において、(9)に掲げるいずれかの業務の経験年数が3年以上ある者。
- (11) 次の①から⑤までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 企画提案書の提出期日等

- (1) 提出期日 令和4年9月5日（月）午前9時から午後3時（必着）
- (2) 提出場所 生駒市役所 環境保全課
- (3) 提出方法 持参